

福井市議会が世界平和統一家庭連合（旧統一教会）
及び関係団体との関係を断つ決議

令和7年3月25日に東京地方裁判所が宗教法人世界平和統一家庭連合（以下、「旧統一教会」という。）に対し、宗教法人法に基づく解散を命じた。この命令において、東京地裁は1980年頃から2009年にかけて数多くの国民が甚大な被害を受けたことを事実として認定した。その上で、改革推進、法令遵守徹底により現在は信者間のトラブルが劇的に減少し、問題状況は完全に解消したとの旧統一教会の主張に対し、今もなお見過ごすことのできない被害が生じ続けており、地裁は、旧統一教会に事態の改善を期待することは困難というべきであると指弾した。

このような判断を東京地裁が下したということは、我々福井市議会としても重く受け止めるべきであり、福井市民の負託を受けた市議会が、このような団体と関わりを持つことは、市民の政治の対する不信感を生み出し、議員の姿勢を問われることにつながりかねない。

よって、福井市議会は、旧統一教会が著しく公共の福祉を害する可能性の極めて高い団体として、議員一人一人はもとより、会派においても所属議員が市民からその関係性について疑念を抱かれることがないように、旧統一教会及びその関係団体とは一切関わりを持たないことを決意する。

以上、決議する。

令和7年5月9日

福井市議会